

## 技術小委員会への付託事項について（報告）

### 1. 検討の経緯

- 令和5、6年度の農業農村振興整備部会において、土地改良事業計画設計基準 計画「排水」、土地改良施設管理基準「頭首工」、「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」の改定についてに係る調査審議を技術小委員会へ付託。
- これを受け、技術小委員会でそれぞれ計2～3回の審議を実施し、改定(案)を取りまとめ。その際、農林水産省のホームページを通じて広く意見募集（パブリックコメント）を実施。

開催時期 項目	技術小委員会				農業農村振興 整備部会	備 考
	令和5年度 11月30日	2月2日	令和6年度 11月25日	2月27日	3月28日（本日）	
土地改良事業計画設計基準 計画「排水」の改定			○	○	◎	大臣の諮問（R6.10.10）
土地改良施設管理基準「頭首工」 の改定	○	○	○		◎	大臣の諮問（R5.11.14）
農業農村整備事業における景観配 慮の技術指針の改定			○	○	◎	

※ ○は各回において審議を行った項目。◎は今回報告する項目。

### 2. 審議結果の概要

#### (1) 土地改良事業計画設計基準 計画「排水」の改定について

##### 改定の背景

- 土地改良事業計画設計基準 計画「排水」は、土地改良事業計画の作成に当たり必要となる調査計画手法の基本的な事項等を定めたもの。昭和29年に制定して以降、平成18年に現行基準に改定、平成31年に最終改定され、約5年が経過。
- この間、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにすること等が位置付けられたことを踏まえ、排水事業における将来の降雨予測に基づく計画策定手法を確立し、計画基準「排水」を改定する必要。

##### 改定のポイント

- 排水事業における将来の降雨予測に基づく計画策定手法について、「計画基準降雨は、気候予測資料により求めた降雨量変化倍率を用いて算定することを基本とする」ことを追加

※ 計画基準降雨は、事業計画における計画排水量の算定根拠として採用する降雨のこと。

## (2) 土地改良施設管理基準「頭首工」の改定について

### 改定の背景

- ・土地改良施設管理基準「頭首工」は、国営土地改良事業で新築又は改築された頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定め平成9年に制定し、平成24年に現行基準に改定され、約13年が経過。
- ・これまでの管理実態及び明治用水頭首工において発生した漏水事故を受けて、日常管理における点検項目の見直し及び業務継続計画（BCP）の整備が求められている。
- ・近年の水害の激甚化等に対応するための操作管理が必要となっている。
- ・また、UAV、ICT等を活用した頭首工の点検、機能監視等の高度化及び省力化のストックマネジメント管理技術を反映させる必要があり、これらの状況に適切に対応するため、土地改良施設管理基準「頭首工」を改定するもの。

### 改定のポイント

- ・管理実態や突発事故を踏まえた点検項目等の記載を見直し。
- ・業務継続計画（BCP）の整備について記載。
- ・大雨・豪雨の増加傾向に対応した操作管理に係る記載を見直し。
- ・新技術の導入によるストックマネジメント管理技術の向上について記載。
- ・管理記録の保存、共有、活用及び報告に係る記載を見直し。

## (3) 「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」の改定について

### 改定の背景

- ・「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」は、農業農村整備事業における「環境との調和への配慮」の一環として、農村景観に配慮した調査、計画、設計、施工及び維持管理を進めるための技術参考資料として定めたもの。平成30年に制定され、約7年が経過。
- ・一層の農村景観の保全・形成を図るため、水路の安全対策の推進及びスマート農業の進展といった社会情勢の変化、景観配慮を契機とした地域づくりの留意点、蓄積した取組事例の反映が必要。

### 改定のポイント

- ・社会情勢の変化と景観配慮の関わりについての記述及び参考資料の追記
- ・計画段階から「地域づくりの気運醸成等を通じた景観資源の価値を高める仕組みづくり」、「多様な主体の参画による農村景観の保全・形成」に取り組むに当たっての留意点及び取組事例の追記
- ・農道整備、ほ場整備、畑地整備等の景観配慮の取組事例の追記

## (参考) 土地改良事業に関する各種技術基準について

### 1 制定の目的・経緯

- 土地改良事業の実施に際し、計画策定、工事实施及び施設管理の各段階において、技術的な観点から遵守・考慮すべき事項及びその内容について、土地改良事業計画設計基準、土地改良施設管理基準、指針、手引き等として制定。
- これらの技術基準については、社会・経済情勢の変化及び科学技術の進歩に応じて随時改定。

#### 【各種技術基準の制改定の流れ】



※1 大臣の諮問及び審議会の答申は、土地改良事業計画設計基準・土地改良施設管理基準の場合。

※2 審議会（農業農村振興整備部会）の付託及び技術小委員会の報告は、「食料・農業・農村政策審議会議事規則」第9条及び「農業農村振興整備部会における技術小委員会の設置について」の4に基づく。

### 2 各種技術基準の内容

- 「土地改良事業計画設計基準」は、土地改良事業を適正かつ効率的に実施するために定めた技術基準。  
このうち、計画基準は遵守すべき調査・計画に関する基準を定めたものであり、設計基準は遵守すべき工事の設計及び施工の基準を定めたもの。
- 「土地改良施設管理基準」は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めたもの。
- 「指針」は、基準の一部についての詳述、開発段階にある技術の紹介等を内容とした技術参考資料。
- 「手引き」は、土地改良事業等の実施に当たり、新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等についてとりまとめた技術参考資料。